

Title	和与状裏封と譲状外題安堵に関する一考察
Sub Title	A study of the Kamakura shogunate officials' signatures of approval : Out-of-court settlement documents (和与状) and property transfer documents (譲状)
Author	佐藤, 秀成(Sato, Hidenari)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.2 (1997. 1) ,p.125(273)- 140(288)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970100-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

和与状裏封と譲状外題安堵に関する一考察

佐藤秀成

一

文書を発給主体という観点から分類してみると、「公文書」・「私文書」の二種類に分類することができる。

荻野三七彦氏は『国史大辞典』⁽¹⁾に於て、前者を「国家の政権を掌握し、国政を動かすことのできる組織・機関などが差出者となる文書」、後者を「私人の資格によつて差し出す文書」と規定された。そして、それぞれにどのような文書が存するのかも挙げられている。⁽²⁾本論稿で検討する「和与状」・「譲状」は、先の規定に従えば、いざれも「私文書」ではあるが、文書上に後に加えられた

幕府奉行人の裏封や執権・連署による外題安堵は「国家の政権を掌握し、国政を動かすことのできる組織・機関などが差出者とな」つた「公文書」であることを示して

いる。裏封のなされた和与状や外題安堵のなされた譲状は、鎌倉幕府より和与公認を願い出た当事者や譲与安堵申請者に返付された複合文書⁽³⁾であり、本来「私文書」であつたものが複合文書として「公文書」的性格を有するようになつたものと考えることができるのではないだろうか。

本論稿は、以上を踏まえ、鎌倉時代に発給された文書のうち、複合文書として「私文書」から「公文書」への変化を見出し得るこの「和与状」と「譲状」に関し論じるものである。

二

鎌倉時代、訴訟継続中に、訴人・論人間において、訴訟物に関する何らかの譲歩・妥協がなされ、訴訟が止め

られることがあった。本論稿では、この譲歩・妥協・訴訟停止行為を「和与」と位置付ける。⁽⁴⁾

訴訟当事者は和与を成立させるため、譲歩・妥協内容を記した和与状を作成している。『鎌倉遺文』によると、百七十通余りの和与状が現存しており、和与公認の手続きを経、後証の為の奉行人による裏封を受けたものがその四分の一弱にあたる四十通みられる。次ぎに示す表一はその一覧である。

和与状は、同文又は同内容を記し、相互に交換する場合と、同文のものを二通用意し、訴人・論人連署して、各自一通づつを保管する場合の一通りがあつたと考えられる。⁽⁵⁾ この段階における和与状は訴人・論人間で交換・保管された私文書であり、公文書としての性格は有さない。交換・保管だけでは、「私和与」とされ、訴訟を停止する公的拘束力を有さないのである。そこで、訴訟当事者は和与状を鎌倉・六波羅探題・鎮西探題へ提出し、和与の公認を願い出る。幕府はこの申請をうけ、内容の審査をし、何ら問題のない場合には、和与公認の下知状を発給している⁽⁶⁾(この和与公認の下知状を以下、和与裁許状と呼ぶ)。この審査に要した日数は案件によつて差があり、数日のものから、数年なものまであるが、この

和与裁許状発給と同時に、提出されていた和与状が返され、その和与状には、当該和与が幕府によつて公認されたことを示す担当奉行人の署判による裏封がなされているのである。裏封のなされた和与状と和与裁許状がともに残存している例が二十四例あり、次ぎの表二がその一覧である。

〔史料〕⁽⁹⁾

禰寢郡司清治今者、死去、子息清保與同三郎清任・九郎清

政・余三貞綱・彦次郎清經等相論兩條

一 大隅國禰寢院南侯郡本田畠・屋敷事

右、就訴陳狀、有其沙汰、可注進之旨、正和元年九月六日鎮西評定訖、而各和談之間、被閣之處、未被成御下知之上、不可依私和与之旨、清保依申之、可糺決理非之由、去年八月九日所有評議也、

(中略)

以前兩條、依仰下知如件、

元亨三年十一月廿九日

修理亮平北条英時朝臣(花押)

〔史料〕は禰寢氏一族の相論に関する鎮西裁許状であるが、大隅國禰寢院南侯郡本田畠・屋敷に関する相論に関し、和与が成立したので訴訟を停止したところ、一

方の訴訟当事者清保より、和与公認の下知を受けていないので、この和与は「私和与」であつて、それに従うわけにはいかない、と鎮西探題に申し出がなされ、鎮西探題はこれに応じて理非の糾決に評議が決定されたというものである。つまり和与裁許状が発給されていないものは「私和与」であつて何ら公的拘束力を有さないことを示しているのである。

〔史料二〕

和與

備後國地毗本郷雜掌道祐与地頭山内首藤三郎通資

相論所務条々事

右、就雜掌道祐訴訟、所務條々、雖番相論、以和与之儀、檢注年貢中分以下条々事、永止雜掌訴訟畢、所詮、於當郷下地所務者、為永代地頭請所職、領家御年貢事、令停止領家方使者入部之儀、自明年延慶貳年、每年肆拾伍貫文内、年内貳拾伍貫文、後年貳月中貳拾貫文、不謂損否、每年為地頭沙汰、無懈怠、可令京進者也、但若天下一同大損亡年者、被差下別御使於庄家、被遂檢見、隨損得有無、可被進沙汰也、就中、被放本所安井宮御舉於武家、止兩方所務条々相論、相互所致和与也、若自領家違乱此状、被破請

和与状裏封と讓状外題安堵に関する一考察

所者、御年貢肆拾伍貫文内、毎年半分地頭可被押取之也、亦地頭背此状、於致未進懈怠者、被破請所職、任訴状有御沙汰、雜掌被入部庄家、可被務也、然者、早申賜御下知、可備向後龜鏡之状如件、

延慶元年十二月十八日 地頭藤原通資（花押）

雜掌道祐（花押）

〔為後證、奉行人所封裏也、
（裏書）

延慶元年十二月廿三日

左近將監（花押）

左衛門尉（花押）

〔史料三〕

備後國地毗本郷雜掌道祐与地頭山内首藤三郎通資相論所務条々事

右、如今月十九日安井宮令旨者、備後國地毗本郷雜掌道祐申、所務條々和与并地頭請所事、兩方和与状如此、可令計成敗云々、如同月十八日道祐・通資等連署和与状者、和与備後國地毗本郷雜掌道祐与地頭山内首藤三郎通資相論所務条々事、右、就雜掌道祐訴訟、所務條々雖番相論、以和与之儀、檢注・年貢・中分以下條々、永止雜掌訴訟畢、所詮、於當郷下地所務者、為永代地頭請所職、領家御年貢事、令停止領家方使者入

和与状一覽

係 争 地	奉 行 人	裏 封 日 付
陸奥国大谷保泉田村屋敷・田等	源・沙彌	
越後国荒河保・奥山庄堺	左衛門尉・沙彌	
薩摩国伊作庄・日置北郷所務	沙彌・采女佐三善	
摂津国輪田庄所務	三善・藤原	
丹後国永富保年貢	下野權守・縫殿允大江	
相根村所務	兵庫允・左衛門尉	
加根村所務	兵庫允・左衛門尉	
豊後国安岐郷内諸田等年貢	藤原信経・中原佐真	
武藏国西熊谷郷堺	左衛門尉平・彈正忠橘	
備後国太田庄所務	左衛門尉平・大蔵丞源	
伊予国弓削嶋庄所務	左衛門尉平・左兵衛尉藤原	
周防国多々良法興寺等免田等	左衛門尉・平	徳治二年四月七日
陸奥国岩城郡好嶋西庄重員村所務	左衛門尉小野・左衛門尉源	
周防国仁保庄板山路	兵庫允・前筑前權守	
備後国地毗本郷所務	左衛門尉・左近將監	延慶元年十二月廿三日
筑前国長淵庄一分地頭職	沙彌妙覺・沙彌朝西	応長元年後六月廿二日
豊後国石垣庄内末吉・末国両名	散位藤原・左衛門尉藤原・前長門介藤原	正和二年八月廿口日
越後国刈羽郷半分	散位藤原朝臣	
豊後国大野庄志賀村南方太方等	散位・左衛門尉	
備後国神崎庄所務	左衛門尉平・前壱岐守中原	文保二年十一月七日
肥前国戸町浦	宇治惟尚・沙彌道仏	文保二年六月六日
肥前国五嶋西浦部青方田畠屋敷等	惟宗定頼・沙彌道任	元応二年十一月九日
越後国加地庄年貢檢注	実顕・行胤	元応三年正月七日
出雲国三刀屋郷内村々	隼人佑秀倫・左兵衛尉冬秀	元亨元年十二月廿七日
備前国金岡東庄内地頭庶子道快分	左兵衛尉貞雄・左衛門尉利行	元亨四年八月七日
備前国金岡東庄内地頭庶子長綱跡	左兵衛尉貞雄・左衛門尉利行	元亨四年八月七日
備前国金岡東庄内地頭庶子正鶴分	左兵衛尉貞雄・左衛門尉利行	元亨四年八月七日
薩摩国伊作庄・日置北郷所務	能定・実顕	正中二年十月七日
薩摩国日置新領所務	能定・実顕	正中二年十月廿七日
薩摩国谷山郡内山田・上別符所務	三善・藤原	正中二年十月十日
肥後国上嶋郷惣領職等	沙彌・渋谷	嘉曆元年十二月五日
出雲国猪尾谷村東方内一分地頭職等	沙彌・左近將監	嘉曆二年四月廿三日
肥前国塙崎庄石富名内田地等中分	左衛門尉久義・左衛門尉忠尚	元徳二年三月十日
肥前国河上官西門修理	三善・藤原	嘉曆三年六月廿九日
備後国太田庄年貢等	菅原資貞・兵庫允顕尚	元徳元年十二月廿七日
豊後国大野庄志賀村田地	左衛門尉久義・左衛門尉忠尚	元徳二年三月五日
薩摩国伊集院内田藪等	三善・縫殿允	元徳元年十二月廿五日
備後国太田庄山中横坂郷所務	□□・沙彌	元徳三年四月七日
越後国奥山庄内山上等地頭職・堺	権少外記三善・散位藤原朝臣	元徳三年六月廿三日
遠江国原田庄内細谷郷所務	中務丞・沙彌	元徳三年十二月廿七日

表1 裏封のされた

	年 月 日	出 典	訴 論 人
1	建治二年七月廿日 (12418)	和泉田代文書	伊佐有信代有玄
2	正応五年七月十八日 (17971)	三浦和田文書	和田茂長代教房
3	正応五年十一月卅日 (18056)	島津家文書	雑掌勝道
4	永仁六年正月十八日 (19580)	九條家文書	雑掌了信
5	永仁六年五月日 (19696)	石清水文書	雑掌重連
6	正安元年十二月十四日 (20319)	香取神宮旧源太祝家文書	藤原頼宗
7	正安元年十二月十九日 (20331)	香取神宮旧源太祝家文書	平有時
8	正安二年八月二日 (20557)	肥後志賀文書	地頭大友泰朝
9	正安二年八月十三日 (20574)	熊谷家文書	熊谷直光
10	正安三年六月廿一日 (20808)	高野山文書	雑掌
11	乾元二年正月十八日 (21338)	東寺百合文書	地頭代佐房
12	乾元二年四月廿六日 (21458)	長門三浦家文書	平子重有
13	徳治二年六月十三日 (22983)	陸奥飯野文書	地頭岩城隆衡
14	徳治三年四月廿五日 (23241)	長門三浦家文書	平子重頼
15	延慶元年十二月十八日 (23482B)	山内首藤文書	雑掌道祐
16	延慶四年五月十八日 (24293)	深堀家文書	平時行
17	正和二年八月十八日 (24951)	豊前永弘文書	藤原氏女
18	正和二年十一月十四日 (25039)	秋田藩探集文書	源光広
19	正和三年五月廿八日 (25147)	肥後志賀文書	雑掌性法
20	文保二年二月十七日 (26554)	金剛三昧院文書	雑掌行盛
21	文保二年五月廿九日 (26689)	深堀家文書	深堀時仲嫡孫孫房丸等
22	元応二年十月廿一日 (27601)	青方文書	青方高継代深
23	元応二年十一月廿二日 (27636)	山形大学所蔵中條文書	地頭尼道信
24	元亨元年十二月三日 (27909)	肥後佐方文書	諏方部義助等代興玄
25	元亨三年二月五日 (28321)	大和額安寺文書	預所藤原義幸
26	元亨三年二月五日 (28322)	大和額安寺文書	預所藤原義幸
27	元亨三年二月五日 (28323)	大和額安寺文書	預所藤原義幸
28	元亨四年八月廿一日 (28801)	島津家伊作文書	雑掌憲俊
29	元亨四年十二月二日 (28896)	島津家伊作文書	雑掌承信
30	正中二年六月一日 (29122)	薩摩山田文書	地頭山田道慶
31	嘉暦元年十一月十八日 (29656)	阿蘇家文書	上嶋惟秀子息惟幸
32	嘉暦二年二月廿四日 (29750)	早稻田大学所蔵文書	源氏女代行祐
33	嘉暦二年十二月十三日 (30097)	肥前武雄神社文書	地頭
34	嘉暦三年六月廿三日 (30292)	肥前実相院文書	雑掌禪勝
35	元徳元年十月十六日 (30752)	高野山文書	雑掌良信
36	元徳元年十一月五日 (30769)	肥後志賀文書	詫磨真円
37	元徳元年十二月九日 (30802)	薩摩山田文書	道覺代重俊
38	元徳二年十月三日 (31230)	高野山文書	雑掌良信
39	元徳三年六月五日 (31437)	越後三浦和田文書	海老名忠顯
40	元徳三年十二月十五日 (31562)	東寺百合文書	雑掌直瑜

() 内の数字は鎌倉遺文番号

ともに残存している文書一覧

訴 論 人	係 爭 地	出 典	
伊佐有信代有玄 和田茂長代教房	伊佐有政代淨心 河村秀通代明俊	陸奥国大谷保泉田村屋敷・田等 越後国荒河保・奥山庄堺	和泉田代文書 三浦和田文書
雜掌勝道 雜掌了信	地頭島津忠長代了意 地頭代生覚・義清	薩摩国伊作庄・日置北郷所務 揖津国輪田庄所務	島津家文書 九條家文書
熊谷直光 雜掌	久下光綱 地頭太田貞宗	武藏国西熊谷郷堺 備後国太田庄所務	熊谷家文書 高野山文書
地頭代佐房 平子重賴	雜掌栄実 平子重有	伊予国弓削嶋庄所務 周防国仁保庄板山路	東寺百合文書 長門三浦家文書
雜掌道祐 雜掌行盛	地頭山内首藤通資 地頭阿野季繼代助景	備後国地毗本郷所務 備後国神崎庄所務	山内首藤文書 金剛三昧院文書
深堀時仲嫡孫孫房丸等 青方高繼代深	戸町俊基子息俊能等 青方高光	肥前国戸町浦 肥前国五嶋西浦部青方田畠屋敷等	深堀家文書 青方文書
地頭尼道信 諫方部義助等代興玄	雜掌孝順 諫方部助光代宗慶	越後国加地庄年貢檢注 出雲国三刀屋郷内村々	山形大学所蔵中條文書 肥後佐方文書
雜掌憲俊 雜掌承信	地頭島津宗久代道慶 地頭島津宗久代道慶	薩摩国伊作庄・日置北郷所務 薩摩国日置新領所務	島津家伊作文書 島津家伊作文書
地頭山田道慶 上嶋惟秀子息惟幸	谷山覺信 尼妙法・子息義広	薩摩国谷山郡内山田・上別符所務 肥後国上嶋郷惣領職等	薩摩山田文書 阿蘇家文書
源氏女代行祐 雜掌禪勝	飯沼親泰 尼淨明代景家	出雲国猪尾谷村東方内一分地頭職 肥前国河上宮西門修理	早稻田大学所蔵文書 肥前実相院文書
詫磨真円 道覚代重俊	志賀正玄 山田道慶	豊後国大野庄志賀村田地 薩摩国伊集院内田園等	肥後志賀文書 薩摩山田文書
雜掌良信 雜掌直瑜	一分地頭富部有冬 細谷郷地頭藤原忠益	備後国太田庄山中横坂郷所務 遠江国原田庄内細谷郷所務	高野山文書 東寺百合文書

部之儀、自明年延慶貳年、毎年肆拾伍貫文内、年内貳拾伍貫文、後年貳月中貳拾貫文、不謂損否、毎年為地頭沙汰、無懈怠可令京進者也、但若天下一同大損亡年者、被差下別御使於庄家、被遂檢見、隨損得有無、可被進沙汰也、就中、被放本所安井宮御舉狀於武家、止兩方所務條々相論、相互所致和与也、若自領家方違乱此状、被破請所者、御年貢肆拾伍貫文内每年半分、地頭可被押取之也、亦地頭背此状、於致未進懈怠者、被破請所、任訴状、有御沙汰、雜掌被入部庄家、可被所務也、然者、申給御下知、可備向後龜鏡之者、兩方出和与状之上者、不及異儀、然則、任彼状、向後無違乱、相互可致其沙汰之状、下知如件、

延慶元年十二月廿三日

前越前守
(北条貞房)
越後守
(北条貞頼)
平朝臣
(花押)

表2 裏封された和与状と和与裁許状が

	和 与 状	和 与 裁 訸 状
A	建治二年七月廿日 (12418)	建治二年八月廿五日 (関東) (12451)
B	正応五年七月十八日 (17971)	正応五年八月七日 (関東) (17977)
C	正応五年十一月卅日 (18056)	正応五年十二月十六日 (関東) (18069)
D	永仁六年正月十八日 (19580)	永仁六年二月二日 (六波羅) (19595)
E	正安二年八月十三日 (20574)	正安二年九月四日 (関東) (20591)
F	正安三年六月廿一日 (20808)	正安四年六月廿三日 (関東) (21111)
G	乾元二年正月十八日 (21338)	乾元二年閏四月廿三日 (関東) (21510)
H	徳治三年四月廿五日 (23241)	応長二年三月二日 (関東) (24544)
I	延慶元年十二月十八日 (23482B)	延慶元年十二月廿三日 (六波羅) (23490)
J	文保二年二月十七日 (26554)	文保二年十一月七日 (関東) (26840)
K	文保二年五月廿九日 (26689)	文保二年六月六日 (鎮西) (26701)
L	元応二年十月廿一日 (27601)	元応二年十一月九日 (鎮西) (27630)
M	元応二年十一月廿二日 (27636)	元応三年正月七日 (関東) (27694)
N	元亨元年十二月三日 (27909)	元亨元年十二月廿七日 (六波羅) (27929)
O	元亨四年八月廿一日 (28801)	正中二年十月七日 (関東) (29218)
P	元亨四年十二月二日 (28896)	正中二年十月廿七日 (関東) (29237)
Q	正中二年六月一日 (29122)	正中二年十月十日 (鎮西) (29221)
R	嘉暦元年十一月十八日 (29656)	嘉暦元年十二月五日 (鎮西) (29671)
S	嘉暦二年二月廿四日 (29750)	嘉暦二年四月廿三日 (六波羅) (29820)
T	嘉暦三年六月廿三日 (30292)	嘉暦三年六月廿九日 (鎮西) (30296)
U	元徳元年十一月五日 (30769)	元徳二年三月五日 (鎮西) (30951)
V	元徳元年十二月九日 (30802)	元徳元年十二月廿五日 (鎮西) (30838)
W	元徳二年十月三日 (31230)	元徳三年四月七日 (関東) (31406)
X	元徳三年十二月十五日 (31562)	元徳三年十二月廿七日 (関東) (31574)

(関東) : 関東下知状 (六波羅) : 六波羅下知状 (鎮西) : 鎮西下知状

() 内の数字は鎌倉遺文番号

〔史料一〕は備後国地毗本郷の所務に関する和与状である。雑掌道祐と地頭山内首藤通資が相論を番えていたところ、地頭請所として年貢の京進が約束され、和与が成り、雑掌・地頭連署によって作成されたものである。幕府はこの和与状の提出をうけ、「史料二」の和与裁許状を発給し、それに加え、和与裁許状下付と同日付けで、提出されていた和与状に担当奉行人が裏封をして、返付している。

この裏封により、文書の表の文面は幕府によつて承認され、本来訴訟当事者レベルにおける私文書であつた和与状が公文書的性格を帯びるようになるのである。

さて、その裏封には、ある時期を境として相違点が見出されるようになる。その相違点とは裏封に日付が明示されるようになることである。

先に示した「史料二」の裏封の日付と「史料三」の和与裁許状の日付は同日であつたが、その裏封の日付の最も古いものが、徳治二年四月七日⁽¹²⁾であり、それ以前の日付は管見の限り見出すことは出来なかつた。

〔史料四〕⁽¹³⁾

鳴津御庄薩摩方内伊作庄・同日置北郷領家与地頭、所務相論条条和与事

一 桑代事

右、木者、拾本内、領家方七本、地頭分參本之条、度度御下知分明也、而年貢者、木別貳拾文令充取之處、地頭押取肆拾文云々、為安堵百姓等、向後木別可為參拾文也、若背此状者、可被申行御下知違背之科者也矣、

一 檢斷事

右、竊盜口舌輕罪者、為庄廳之沙汰、可令安堵土民之由、嘉祿 弘安 正應關東度度御下知分明之上者、為庄廳之沙汰、可被安堵土民者也、若又雖有此外之犯科、不糾定犯否輕重之程、地頭無左右取質身代、致非分之沙汰者、可被行御下知違背之田、^(科脱カ)被訴申之時、不可及一言論者也矣、

一 地頭得分雜掌下司抑留等事

右、条々、和与之上者、地頭永令停止訴訟畢矣、

一 建治二三・弘安元二三御米并色々御年貢、寺社勘断身代、下司名得分等、地頭抑留事

右、条々、和与之上者、雜掌可止訴訟者也矣、

一 入藍事

右、領家方、任先例、以參尺五寸圍繩、被徵納之上者、地頭同不可相違者也、此外藍⁽¹⁴⁾間以下事、可任先例、若地頭致非法者、可被申行罪科矣、

以前条々、和与如件、凡當庄所務事、弘安二年二月十五日、雜掌預御下知之處、地頭令違背之間、就雜掌之訴、正應二年兩方和与畢、而地頭違犯彼狀之旨、雜掌被訴申之間、雖被申賜關東御注進、条々相互重令和与畢、向後於所務条々者、守正應二年并今和与狀、雖為一事、不可令違犯、若於令變改者、可被召地頭職之由、被訴申之時、不可及一論者也、又雜掌寄事於左右、雖經訴訟、非沙汰之限、仍和与之狀如件、

正應五年十一月卅日

地頭代沙彌了意 (花押)

雜掌僧勝道 (花押)

(裏書)
〔為向後證文、奉行人所加判也、

采女佐三善 (花押)

沙彌　（花押）

和与

〔史料五⁽¹⁴⁾〕

薩摩國伊作庄雜掌勝道与地頭下野彦三郎左衛門尉忠長代了意相論所務事

右、就大友兵庫入道々忍去年十月廿日注進状、欲有其沙汰之處、去月卅日兩方出和与状畢、然則、任彼状、兩方可令致沙汰也者、依鎌倉殿仰、下知如件、

正應五年十二月十六日

陸奥守平朝臣（花押）
（北条宣時）

相模守平朝臣（花押）
（北条貞時）

永仁六年正月十八日
（裏書）
「為向後證文、奉行人所封裏也、」

地頭代橘義清在判

藤原在判

三善

〔史料七⁽¹⁶⁾〕

摂津國輪田庄西方領家月輪侍從入道室雜掌了信与地頭佐久間兵

この和与の公認申請をうけ、和与状に奉行人が裏封をし、返付しているが、ここには日付が記されていない。〔史料五〕はその和与裁許状である。

この〔史料四〕の和与状は〔史料二〕と同様に雜掌・地頭間の所務に関する和与状であり、この二通の比較より、日付の明示が内容によつて左右されるものではない」ということが明らかとなる。

〔史料六⁽¹⁵⁾〕

地頭義清和与状

〔史料六〕は摂津国輪田庄の所務に関する領家・地頭

摂津國輪田庄西方領家与地頭所務条々事

右、兩方及上訴、雖番訴陳、相互以和与之儀、為地頭請所上者、公用錢染拾貫文加納加定、每年二月中、於京都可沙汰進候、但大損亡之時者、可令遂檢見給、若彼公用致未進懈怠候者、如元令雜掌庄務給之時、不可申子細候、仍為後日、和与之状如件、

間の和与状である。地頭請所として和与が成ったわけであるが、この和与状の裏封にも日付が記されていない。次ぎに示した「史料七」がこの訴訟に関する和与裁許状である。この和与裁許状は先の「史料三」と同様に六波羅探題より発給されているが、「史料六」和与状の裏封には「史料一」とは異なり日付が記されていない。つまり、和与公認が同じ機関でなされても日付の有無が生じているのである。

「史料四」・「史料六」を例として、裏封に日付が示されない和与状が十五通残存しているが、先の検討より、日付の有無が生じるのは、その内容でも、公認機関によるものでもないことが明らかとなつた。それではなにを契機としているのであろうか。

三

(1)

先にも述べた通り、徳治二年四月七日という日付を初見とし、その後、記されないものが四通程見られるが、文保年間以後はいずれの和与状の裏封にも日付が記されるようになる。ここで注目すべき鎌倉幕府内の制度上の変更として、この徳治二年の五年前、嘉元元年に譲与安堵の方式が外題安堵に改められているということがあげられる。外題安堵とは、財産等の譲与の公認申請に対し、提出してきた譲状の袖や奥に、安堵文言を記し、執権・連署が署判を加えて、譲与行為を公認することであるが、そこには必ず公認の日付が記されている。譲状も本来、財産等の譲渡者から被譲渡者へ与えられた私文書であり、幕府はこの譲渡行為に関する公認申請をうけているのである。

従来は、將軍家政所下文・関東下知状を発給して譲渡行為を安堵していたが、嘉元元年に至り、譲与安堵の方式が外題安堵に改められてからは、提出してきた譲状に執権・連署が署判を加えて、譲与行為を安堵・公認するようになるのである。將軍家政所下文・関東下知状の発給にかわり、本来、私文書であつた譲状への執権・連署の加判をもつて公文書的性格を付与して安堵状にかえたのである。次ぎに示す史料はその一例である。

〔史料八〕

譲渡

越後國小泉庄内色部條地頭職事

右、以子息三郎平長倫為總領、相副次第手續證文等、所讓与也、但次男又童、女子福丈・満徳等、譲分除之、庶子分注文有別紙、仍無他妨、先例可令致其沙汰之狀如件、

正和五年四月十九日

平長綱（花押）

「任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

文保二年六月十九日

相模守（花押）
（北条高時）

武藏守（花押）
（北条貞頼）

「史料八」は越後国小泉庄色部條地頭職を平長綱が子息平長倫に譲与した際の譲状であるが、幕府は譲与安堵申請に対し、譲状の奥に安堵文言を記し、執権・連署が署判を加えて、譲与安堵を行っている。この様な譲状への外題安堵が『鎌倉遺文』には六十七通見られる。

(2)

〔史料九〕

高田郡司散位藤原守満解申請國裁事

〔被請〕殊任道理裁下、三田郷并私領別符重行嫡男守頼
讓與子細状、

謹案事情、守満臨八九十歳タリ、因之且所譲與也、公
驗相副、為國判申請、注在狀言上、以解、

永承三年七月一日

散位藤原守満

〔如解狀、任公驗之理、守頼永以可領知之、

判

大介中原朝臣（花押）

〔史料十一〕

〔承了、（花押）〕

和与状裏封と譲状外題安堵に関する一考察

「史料九」は、安芸国高田郡司藤原守満が、三田郷と私領を嫡男守頼に譲渡した際の文書であり、譲渡行為に関し、国司の承認を求めた申請書である。それに対し、国司中原朝臣が外題に安堵文言を示し、返付している。

これは平安時代の譲状の一例であるが、譲渡者の所属する地方行政機関等に譲渡行為を承認してもらうために作成・提出された上申文書であり、外題に公認文言と承認権者による署判が加えられ、申請者に返付されている。鎌倉時代の譲状、幕府の行う譲与安堵手続きとは明らかに相違するものである。

又、鎌倉時代末から南北朝期、特に南北朝内乱期に多く見られる着到状・軍忠状も上申文書であり、軍事指揮権を有する武将等の署判が加えられて、返付され、後の恩賞請求の際の証文とされている。

〔史料十〕

美作國河□郷地頭澁谷五郎四郎重村、依朝原八郎事、
令參洛候、以此旨、可有洩御披露候、恐惶謹言、

四月廿一日

平重村（裏花押）

進上 御奉行所

〔承了、（花押）〕

美作國河會郷一分地頭澁谷五郎四郎重村、依朝原八郎事、令參路候(洛)以此旨、可有洩御披露候、恐惶謹言、

四月廿一日

平重村（裏花押）

進上 御奉行所

〔承了、(北条盛房)花押〕

「史料十・十二」は、美作国の御家人澁谷重村が、朝原為頼による内裏乱入事件後(21)、催促に応じて上洛した際に南北両六波羅探題にそれぞれ提出した着到状である。残存する着到状の例としては古いものであり、両探題にそれぞれ提出し、それぞれに署判を受けているものである。

四

荻野三七彦氏の分類(22)に従えば、和与状・譲状・着到状はいずれも「私人の資格によつて差し出す文書」であるので「私文書」と規定される。しかし、平安時代の譲状や鎌倉時代末から南北朝期の着到状・軍忠状はいずれも上申文書であり、当初より公的機関からの返付を期待された、複合文書たることを期待された文書であつて、先の和与状、あるいは鎌倉時代の譲状が、訴人・論人間、譲渡者・被譲渡者間で交わされた文書であるのとは趣を

異にする。同じ「私人の資格によつて差し出す文書」であつても、その受給者の性格が異なるのである。発給主体に加え、受給者にも着目し、文書を分類した場合、前者は「公的機関宛て私文書」、後者は「私人宛て私文書」とすることができるのではないだろうか。

和与状は、訴訟停止のため、和与行為公認を求めて幕府に提出されたものであり、鎌倉時代の譲状は、譲渡行為に関する安堵申請の証拠文書として、幕府に提出されたものであるが、いずれの文書も形式上は当事者間の「私人宛て私文書」の域を出るものではない。幕府等公的機関の発行する文書でもなく、幕府等への上申文書でもない、個人と個人との間で取り交わされた「私人宛て私文書」なのである。繰り返しになるが、その証拠として、「史料一」で確認したように、和与裁許状の発給されていない和与は「私和与」として公的拘束力を有さないのである。そしてこの本来私的な「私人宛て私文書」に担当奉行人、あるいは執權・連署の署判が据えられることによつて公文書的性格が付与された複合文書となるのである。

一 安堵奉行事

佐藤進一氏はかつて、讓与安堵方式の外題安堵へのきりかえを、惣領制崩壊・庶子の独立承認と結び付けて論じられた。⁽²³⁾しかし、なぜ外題安堵だったのであろうか。

二百年以上前の上申形態に戻そうとしたのであろうか。

同じ時、佐藤氏は、安堵状の様式を受給者によつて幕府は使い分けていたと論じられた。つまり嫡子には將軍家政所下文を、庶子には関東下知状をもつて安堵状としていたとされたのである。⁽²⁴⁾これに対し、青山幹哉氏が文書の網羅的研究から、先の文書様式の区別は文永八年から弘安十年の頃に限定され、しかもすべてに対し適用できるものではないと指摘された。この事実より、嘉元元年の讓与安堵方式の外題安堵へのきりかえを、嫡庶による区別撤廃から、さらに惣領制崩壊・庶子の独立承認へと直接的に結び付けて考えることは難しいと思われる。

鎌倉時代後期、訴訟の即決化が計られ、和与裁許が増加するなかにおいて、讓与安堵の方式も迅速・簡素化が計られたものと考えられる。讓与安堵の申請機関として安堵奉行が設置され、安堵事務の専権化が計られている。

〔史料十二〕

然者、早成與御下文、於有子細事者、即可賦出引付、さらに、「史料十二」に示した追加法五五五条にみられるように讓与安堵の迅速化が計られたのである。この様な幕府の方針の帰結として、事務手続き上の簡略化からも將軍家政所下文・関東下知状の発給にかわり、提出されてきた讓状への外題安堵をもつて讓与行為の公認を行つたものと考えられるのである。

又、佐藤氏が指摘されたように、外題安堵はその文言や署判様式から「下知状と御教書の混成」様式と考えられ、將軍家政所下文と下知状・御教書の発給主体・性格を考え合わせたとき、その政治的背景として、讓与安堵の執権を掌握したことが推知されるのであり、青山氏の言われる「御恩」⁽²⁵⁾授給権の執権のさらなる掌握を見る事ができるのである。ただしここで讓与安堵権・「御恩」授給権の執権による掌握だけに注目するのではあれば、讓与安堵はすべて下知状をもつて成されてもよいとも考えられ、外題安堵の必要性が失われてしまう。やはりここに讓与安堵の迅速化が要求されての外題安堵であつたと考えられる。

譲渡行為の安堵申請のため提出してきた譲状は譲渡者・被譲渡者間で交わされた「私人宛て私文書」であつた。その公認の際に、新たなる文書発給に変わる、最も簡単で早い公文書化が譲状上の外題安堵であつたのである。そして鎌倉幕府におけるその原形が、和与状への奉行人裏封であつたと考えられるのである。和与状も本来、訴訟当事者間の「私人宛て私文書」であり、その公文書的性格付与に、奉行人による裏封が行わっていた。この和与状への公文書的性格付与に倣い、同様に「私人宛て私文書」であつた譲状に外題安堵をもつて公文書的性格を付与したのである。鎌倉幕府による「私人宛て私文書」への公文書的性格付与の方針がここにみられるのである。その一方で、裏封も外題安堵の影響を受け、現存する最も古いものは徳治年間のものではあるが、おそらく嘉元年間以後、徐々に日付を記すようになり、文保年間以後は外題安堵と同様に必ず和与公認の日付を記すようになり、今日我々に和与裁許状下付と和与状の公認・返付が同時になされたことを示してくれるのである。⁽³⁰⁾

本来私文書であつた和与状が、奉行人による裏封がなされて返付され、複合文書として公文書的性格を付与されたのに倣い、執権による譲与安堵権掌握を政治的背景

とし、同じく私文書であつた譲状が、外題安堵をうけることによつて、複合文書として公文書的性格を付与されたのである。

以上を本論稿の結論とするが、次ぎの一一点を今後の検討課題にしたいと考へる。まず一点目として、本来「私人宛て私文書」であつた和与状に公文書的性格を付与するにあたり、鎌倉幕府は何に倣つたのであるか。二点目として、譲与安堵が譲状への執権・連署の外題安堵をもつて完了するのに對し、和与は和与状への裏封に加え、和与裁許状の発給が必要とされていた。和与状に執権・連署が署判することによつて公驗となすことはできなかつたのであろうか、という問題である。

注

(1) 吉川弘文館。

(2) 「公文書」のうち公式様として詔書・勅書・位記・令旨・符・解牒・過所を、公家様として宣旨・官宣旨・知狀・御教書・奉書・直狀・書下・印判状を例として挙げられている。一方「私文書」の例としては、解申狀・訴狀(目安)・陳狀・和与状・請文・讓狀・処分狀・配分狀・避狀(去狀)・相博狀・紛失狀・売券(沽却狀・売渡証文)・契狀(契約狀)・願文・寄進狀(施

(入状)・勧進状・奉加状・起請文(誓紙)・表白・諷誦文・印可・印信・伝授書・安名・着到状・軍忠状・諸注文(頸注文・合戦手負注文・合戦太刀打注文)・感状を

それぞれの性格から分類されながら挙げられている。

(3)『国史大辞典』における複合文書の規定は、高橋正彦氏がなされており、本論稿はこの規定に従つて論を進めている。

(4)平山行三氏『和与の研究』(吉川弘文館、一九六四年)。

(5)佐藤進一氏『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年)。平山行三氏は訴論人連署の和与状に関し、前掲著書において、和与公認「申請を行えばいい、申請者は、敵方から受け取った和与状に自己の署判を加えて捧げるのが例であったようである。そこで、和与状の正本は、訴論人連署のかたちで伝わっているものが多いのである」「和与状に署判を行つた一方は加署判」とされている。

(6)平山行三氏が前掲著書において、史料をあげて詳細に論じられている。

(7)瀬野精一郎氏『増訂鎌倉幕府裁許状集』(吉川弘文館、一九八七年)によると、関東よりの和与裁許状が六十五通、六波羅探題よりの和与裁許状が三十一通、鎮西探題よりの和与裁許状が四十通、合計百三十六通の和与裁許状が残存している。

(8)単純に和与状と和与裁許状の日付の差を見てみると、一年以上かかった案件もあれば、数日にして和与裁許状が発給された場合もある。最も短いものでは、「山城若王子神社文書」元応元年十二月廿六日付淡路国由良庄雜掌

地頭和与状に対する和与裁許状が翌日付で関東より発給されている。

(9)「禰寢文書」。

(10)「山内首藤文書」。

(11)「長門三浦文書」乾元二年四月廿六日付平重有和与状。

(12)「島津家文書」。

(13)「島津家文書」。

(14)「九條家文書」。

(15)「九條家文書」。

(16)「九條家文書」。

(17)「出羽色部文書」。

(18)「嚴島神社文書」。

(19)「入来院岡元家文書」。

(20)「入来院岡元家文書」。

(21)正応三(一一九〇)年三月九日夜、朝原為頼が子息ら

とともに騎馬で内裏に押し入り、伏見天皇と皇太子(後の後伏見天皇)の命を狙つた事件。天皇らは機転を利かし逃れて事なきを得た。為頼らは馳せつけた篠屋の武士らに対しかなわぬと知り自害。

(22)前掲『国史大辞典』における分類。

(23)「幕府論」(新日本史講座)中央公論社、一九四九年。後『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年)。

(24)註23論文。後に註5著書や『日本の中世社会』(岩波書店、一九八三年)にも記されている。

(25)「御恩」授給文書様式にみる鎌倉幕府権力」(古文書研究)一二五号)。

(26) 古澤直人氏『鎌倉幕府と中世国家』(校倉書房、一九九年)。古澤氏はこの著書の一六四頁に和与裁許増加を示すグラフを載せられている。

(27) 笠松宏至氏の指摘によれば(「中世の安堵」(日本の社会史)第四巻負担と贈与、岩波書店、一九八六年)、永仁六年八月十日付関東下知状(「高野山池坊文書」)に「文永八年属安堵奉行人、掠給下文歟」とあるのが、安堵奉行人についての最も早い史料であり、文永八(一二七二)年ごろには安堵奉行人が置かれていたことがわかる。『沙汰未練書』によると三方の奉行人が存在した。

(28) 佐藤氏註24著書。

(29) 青山氏前掲論文。

(30) 『鎌倉遺文』によると、表一28の和与状裏封の日付は正中二年十月廿七日となっており、和与裁許状の十月七日と異なってしまうが、写真版で確認したところ、和与状裏封の日付は正中二年十月七日であり、『鎌倉遺文』の誤りである。和与状裏封の日付と和与裁許状の日付は同日であり、本論稿と矛盾するものではない。